

3.4 避難情報の記載（避難計画の検討）

浸水情報から、避難計画を検討し基図に必要な避難情報を記載する。

【解説】

浸水情報を記載した後、避難計画の検討を行い、要避難区域、避難場所、避難ルート、危険箇所などを設定し、決定した作成方針に基づき必要な避難情報を基図に記載する。

要避難区域については、原則、浸水区域（浸水実績も含む）とするが、浸水の状況や集落・町内の単位を考慮して決定する。ここで、避難計画を検討する場合に災害時要援護者の避難をどういった形で位置付けるかが重要であり、国で「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が平成17年3月に示されているので参照されたい。

3.4.1以降に、避難計画の検討順序に沿って、各避難情報の設定・記載方法を示す。

表3.4.1 避難情報の記載項目例

情報種類	構成要素	備考
要避難区域	避難の必要な区域	避難の必要な区域については浸水深から判断する
避難ルート	避難ルート	危険箇所を考慮して避難ルートを記載する
避難場所	●避難場所(1次,2次,3次)	収容人数、施設諸元、避難時間を目安に設定する
危険箇所	●避難時危険箇所	土砂災害危険箇所、避難ルートにおける危険箇所など
避難情報	●避難情報等の伝達方法	住民の避難に係る情報の伝達経路及び手段を示す

●：「原則として記載が必要な共通項目」（「洪水ハザードマップの手引き」より）

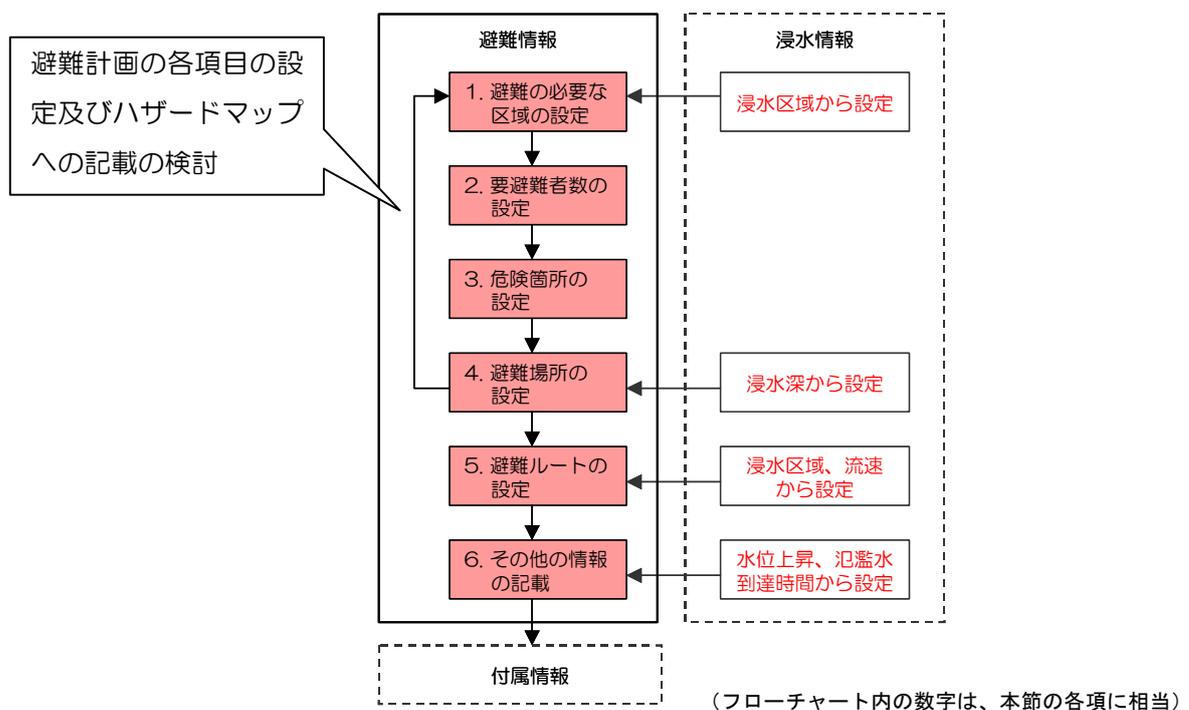


図3.4.1 避難情報の検討フロー

3.4.1 避難の必要な区域の設定

浸水区域を避難の必要な区域として設定する。

【解説】

浸水想定区域図における浸水区域を、避難の必要な区域（要避難区域）として設定する。ただし、避難の必要な区域の設定においては以下の3点についても配慮する。

- ① 住民への分かりやすさ、災害時の情報連絡体制の確保から、できる限り集落、地区(校区)などの単位での指定とする。
- ② 浸水想定区域には含まれないが周囲が浸水し孤立する地区については、要避難区域への設定を検討する。
- ③ 過去に浸水実績がある区域は必要に応じ要避難区域として設定する。

参考：洪水ハザードマップ作成の手引き (pp. 37)

浸水が予想される区域を、避難の必要な地域として設定する。設定にあたっては、地区や学校区など住民が分かりやすい単位を表示する。

参考：津波・高潮ハザードマップマニュアル (pp. 61, 63)

浸水予測区域及び要避難区域は、浸水予測結果をハザードマップの作成に応じて加工して作成する。また、確実な避難のために災害特性、地形・居住状況を考慮して浸水予測区域の外側にバッファゾーン（予測上は浸水しないが予測の不確実性を考慮すると浸水の恐れがある区域）を設け浸水予測区域とバッファゾーンを合わせて要避難区域として示す工夫が必要である。

3.4.2 要避難者数の設定

要避難区域内でブロック分けを実施、各ブロックの人口及び災害時要援護者施設などを把握する。

- ①要避難区域を、地形、集落、地区（校区）などにより分割する。
- ②各ブロックの要避難者数について国勢調査や市町村資料などで把握する。

【解説】

避難計画策定のため、要避難区域をブロック分けし、各ブロックの人口及び災害時要援護者施設などを把握する。

1) ブロック分け

要避難区域を、地形、集落、地区（校区）などにより、情報の伝達経路・手段、避難行動など同一とする範囲を基本単位として分割する。地域防災計画書に避難区域のブロック分けが記載されている場合はそれを基本に検討する。

2) 要避難者数の算出

直近の国勢調査や市町村資料などをもとに、ブロック単位に人口と世帯数を算定する。併せて次の事項についても整理する。

- ① 団地や高層住宅で、浸水する階層と浸水しない階層を区分
- ② 浸水深 50cm 未満と 50cm 以上に区分

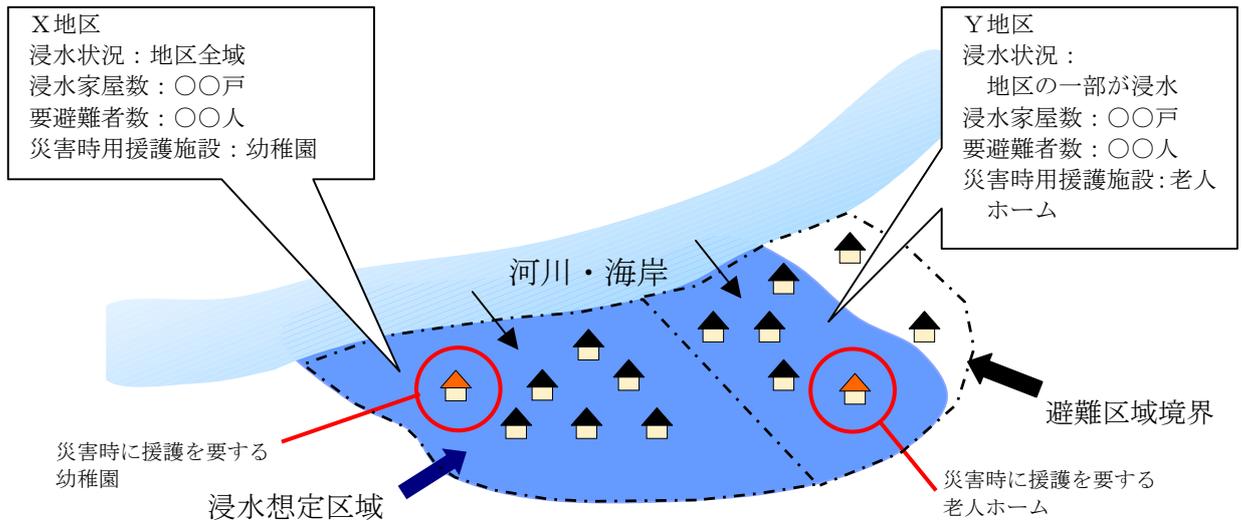


図 3.4.2 ブロック分けのイメージ

【事例】

事例として、A市での一部区域における要避難区域のブロック割の設定例について記載する。なお、ここでは、ブロック分け及び要避難者数の設定を地域防災計画に記載されている避難区域に基づいて行っている。

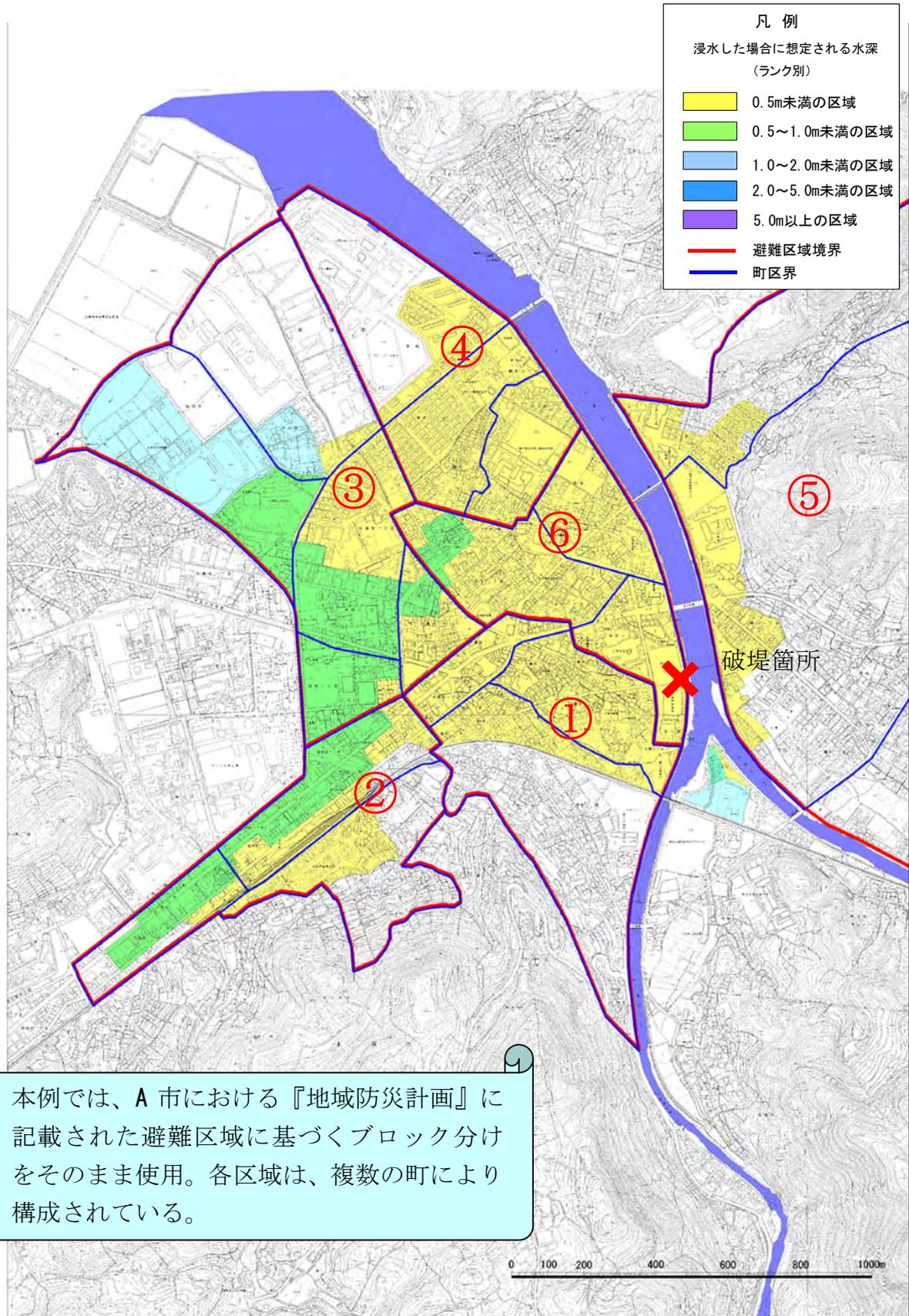
要避難区域の設定例（A市での事例）

避難区域	町区界	浸水状況	人口(人)	要避難者数(人)	浸水深ランク(m)	地域防災計画に記載されている避難場所	災害時要援護施設	その他施設
1	M町、J町	部分	2,055	463	0~0.5	A 会館・B 区役所・C 地区公民館	保育所・幼稚園	
2	H町、K町、T町	全域	1,626	1,626	0~0.5 0.5~1.0	D 地区公民館	保育所 市立病院	婦人会館・警察署・総合福祉会館
3	K町、H町、A町	部分	1,781	1,781	0~0.5	武道館 勤労青少年ホーム		保険所・H 工業高校
4	O町、A町、H町	全域	1,163	1,163	0~0.5 0.5~1.0	I 寺・J 寺院 I 市総合体育館	保育所 幼稚園	中央公園
5	K町、S町、H町、T町、O町	部分	1,459	1,380	0~0.5 0.5~1.0 1.0~2.0	J 公民館 K 小学校 L 中学校	保育所 保育園	総合運動上 M 産業団地
6	S町、Y町、H町	部分	1,418	1,006	0~0.5 0.5~1.0		幼稚園 O 病院 K 病院	NTT 変電所 N 鉄鋼工場 O 工業工場

参考：洪水ハザードマップ作成要領 解説と作成手順例(pp. 49)

直近の国勢調査・市町村資料から避難の必要な区域単位に調査する。

A市の一部地域におけるブロック分けの例
 (試行的に作成。ここでは、「ブロック」=「避難区域」)



本例では、A市における『地域防災計画』に記載された避難区域に基づくブロック分けをそのまま使用。各区域は、複数の町により構成されている。

3.4.3 危険箇所の設定

土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域）、過去の出水で通行止めになった道路、アンダーパス、側溝などの避難時の危険箇所を把握し基図上に記載する。浸水情報と合わせて避難場所や避難ルートの設定に活用する。

【解説】

浸水情報から明らかとなった危険箇所（流速危険箇所）及び、土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域）、過去の出水で通行止めになった道路、アンダーパス、側溝などの避難時の危険箇所をピックアップし基図上に記載する。浸水情報と合わせて避難場所や避難ルートの設定に活用するが、基本的にこれらの危険箇所を回避するよう避難場所や避難ルートを設定する。

危険箇所は、地域防災計画書に記載されている土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、「土砂災害警戒区域」が指定されている場合はそれを使用）及び道路、河川、側溝、水路などの危険箇所を各施設管理者の資料及び各現地調査などから設定を行い基図上に記載する。

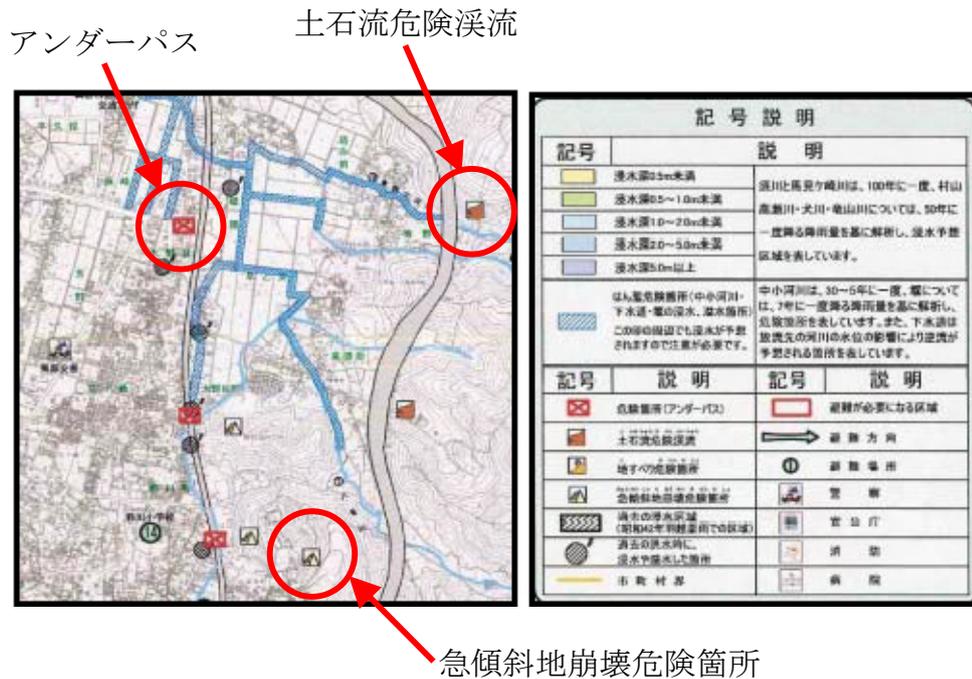


図 3.4.3 危険箇所の記載例（山形県山形市洪水避難地図）



図 3.4.4 アンダーパスの浸水状況（出典：洪水ハザードマップ作成の手引き）

【事例】

事例として、A市での一部区域における危険箇所を、地域防災計画に基づいて記載する。

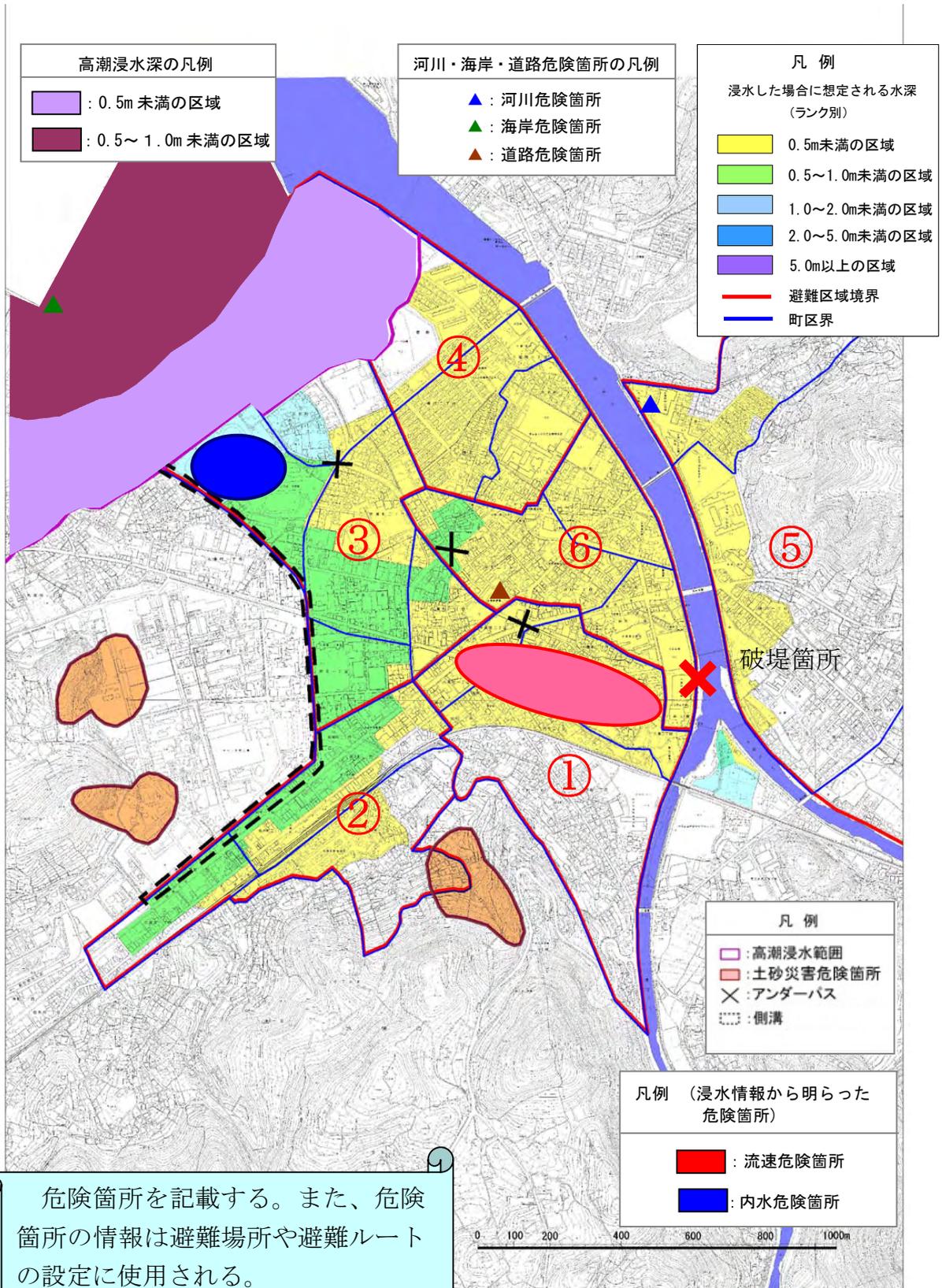
危険箇所の設定例（A市での事例）

避難区域	危険箇所	危険要素	危険箇所所在地	備考
1	①	アンダーパス	0町1丁目交差点	流速(1.5m/s)以上の危険箇所あり
	②	流速危険箇所	0町周辺	
2	③	土石流危険箇所	Y町2丁目	
	④	側溝	S町	
3	⑤	高潮浸水範囲	河口付近	
	⑥	アンダーパス	H町3丁目	
4	⑦	道路危険箇所	H町〇号線	
	⑧			
5	⑨	アンダーパス	K町2丁目	
	⑩	側溝	S町・K町	
	⑪	高潮浸水範囲	S町	
6	⑫	河川危険箇所	M川右岸600m地点	

参考：洪水ハザードマップ作成の手引き (pp. 14)

住民が避難行動を取る際に危険が及ぶことが想定される箇所を示す。
土砂災害警戒区域、過去の出水で通行止めになった道路、アンダーパスや側溝などが危険箇所として考えられる。

A市の一部地域における危険箇所の記載例（試行的に作成）



危険箇所を記載する。また、危険箇所の情報は避難場所や避難ルートの設定に使用される。

3.4.4 避難場所の設定

浸水情報、危険箇所と収容可能者数などから避難場所を決定する。

【解説】

避難場所及び収容可能者数を検討する。

1) 避難場所の設定

避難場所の設定を以下の手順で行う。避難場所は、浸水区域内の要避難区域の近傍に設置し、住民の迅速で無理のない避難を可能とするため、要避難区域から 2km 以内に設定することが望ましい。なお、県内の事例として、避難場所に避難する前に隣保班などの小単位での集合場所を予備的避難場所として設定するケースや長期避難を見込んで浸水区域外に「長期避難場所」（2次もしくは3次避難場所として設定）を設定しているケースもあり、手法として大いに参考となる。

① 避難場所の候補の選定

避難場所の候補は、地域防災計画書に記載されている避難場所を基本とする。また、以下に挙げるような公共施設、民間の堅牢な施設なども候補とする。

- ・ 市町村地域防災計画で避難場所に指定されていない公共施設
- ・ (国立、都道府県立の小中学校、高校、大学など)
- ・ 私立の小中学校、高校、大学など
- ・ 民間の集会施設、体育施設及びホテル、旅館など
- ・ 浸水の予想される区域の高層建物など
- ・ 寺、神社、集会所及び民間の建物

(出典：洪水ハザードマップ作成要領 解説と作成手順例)

なお、避難場所候補地については、位置・規模・階層・床面積・利用可能面積を正確に把握し、可能性を検討する。

② 避難場所の決定

避難場所候補地の中から浸水情報、危険箇所及び後述する避難場所の収容可能者数などから避難場所を決定する。

基本的に避難場所は浸水区域外に設定するが、設定が困難な場合には、浸水区域内でも 3.3.6 の「特記すべき浸水形態」に該当する区域外で公共施設、民間の堅牢な施設などで避難が可能な場所を指定することも検討する。

また、避難のための時間が十分に取れない場合などの緊急措置として、浸水深が 50cm 以下の地域であれば 1 階建て以上の堅牢な建物、浸水深が 2m 程度の地域であっても 2 階建て以上の堅牢な建物であれば避難場所としての適用性を判断する必要がある。3.4.2 の 2) における要避難者数の追加調査を活用する。

2) 収容可能者数の設定

収容可能者数について、消防庁震災対策指導室による「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」では、“収容基準は、おおむね 3.3m² 当たり 2 人とする”となっている。ただし、浸水区域が広範囲に渡るような大規模災害などでは、この基準に基づく計算では避難場所が不足する場合がある。基準(3.3m²/2 人)を目標とするが、やむを得ない場合に短期的に基準を下回ることを視野に入れた柔軟な設定を行う。

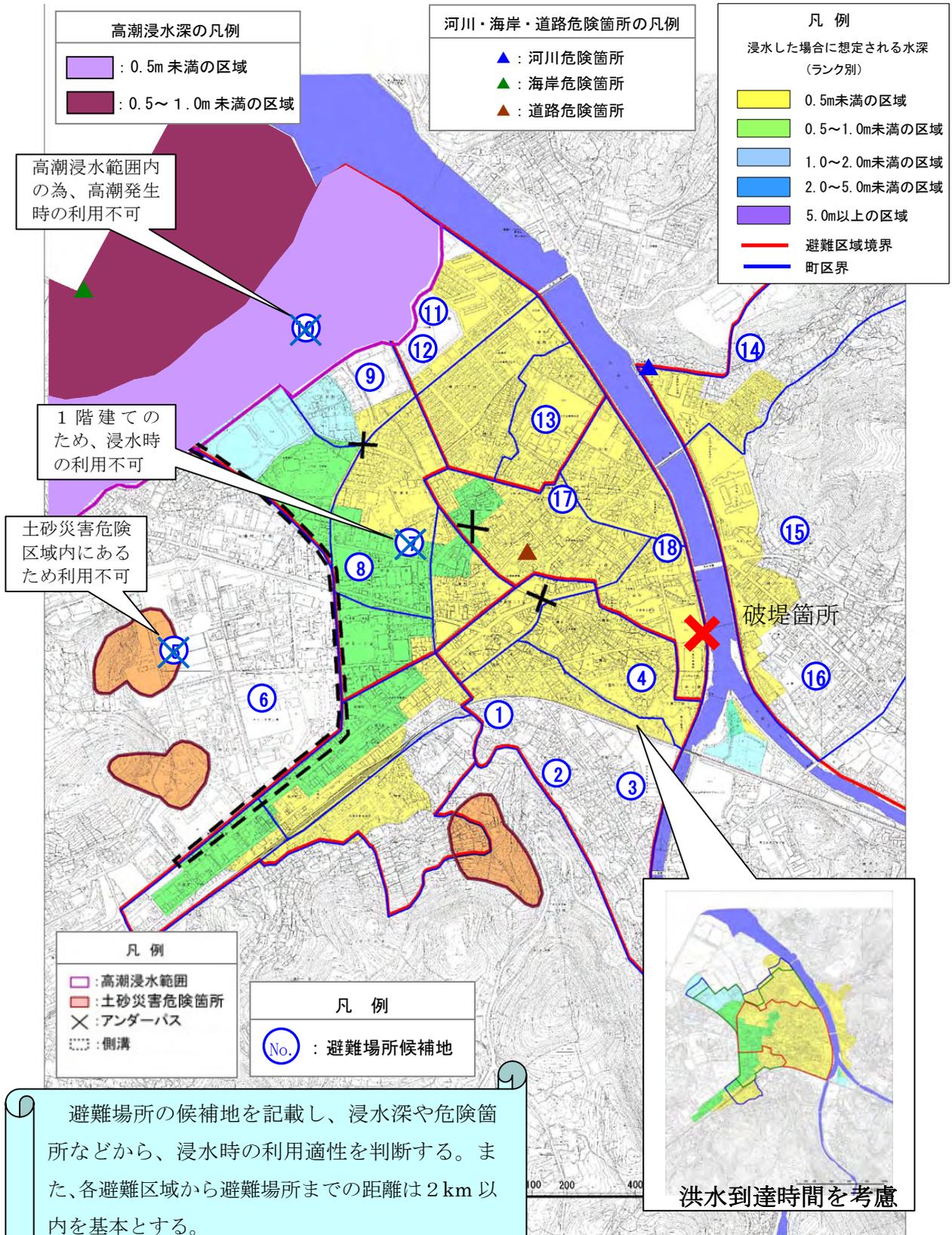
【事例】

避難場所の候補を選定して基図上に記載し、浸水情報と危険箇所から避難場所の選定を行った事例を次頁に示す。

参考：洪水ハザードマップ作成の手引き (pp. 18)

避難場所の記載にあたっては、浸水想定区域や土砂災害危険区域等の情報から浸水や土砂災害、高潮などに対する適用性や一時的な避難場所などについて検討する。

A市の一部地域における避難場所の設定例



避難場所の設定例（A市での事例）

避難区域	要避難者数(人)	避難場所候補地	所在地	浸水深(m)	施設諸元			収容可能者数の算定		付属施設			その他				施設の利用判定	収容能力	
					延床面積(m ²)	階数	非浸水階層の延床面積(m ²)	利用可能床面積 ^{※1} (m ²)	利用可能者数 ^{※2} (人)	トイレ	給水	炊飯	市町村職員配置	災害関連物資の配布	災害関連情報の提供計画	開設段階		収容可能者数合計	判定
1	1,163	①I寺	0町2-10-4	0~0.5 (床下浸水)	250	2	250	175	106	●	●	●	●	●		1次	○	1,462	満足 ：ただし、浸水区域内の施設も利用した場合
		②J寺院	0町3-9-21	—	400	1	400	280	169	●	●	●	●	●		1次	○		
		③H中学校	A町1-1-3	—	1,500	3	1,500	1,050	636	●	●	●	●	●	●	1次	○		
		④市総合体育館	A町2-3-5	0~0.5 (床下浸水)	1,300	2	1,300	910	551	●	●		●	●	●	1次	○*3		
2	1,006	⑤N鉄鋼工場	Y町1358	—	1,300	2	1,300	910	551	●	●		—	—	—	—	×	1,060	満足
		⑥O工業工場	S町9-5	—	2,500	2	2,500	1,750	1,060	●	●		●	●	●	1次	○		
3	1,380	⑦J公民館	K町3-1-15	0.5~1.0 (床上浸水)	200	1	0	0	0	●	●	●	—	—	—	—	×	819	不足 ：浸水区域内に当たる施設を利用しても不足するため、何らかの対処が必要
		⑧K小学校	K町2-5-3	0.5~1.0 (床上浸水)	1,300	3	866	606	367	●	●	●	●	●	●	1次	○*3		
		⑨L中学校	S町3-2-4	0.5~1.0 (床上浸水)	1,600	3	1,066	746	452	●	●	●	●	●	●	1次	○*3		
		⑩M産業センター	H町3-29	—	2,000	3	2,000	848	848	●	●		—	—	—	—	×		
	⋮														⋮			⋮	

●：避難所施設内で利用可能なもの

※1 利用可能面積 = 延床面積 × 0.7 として算出（洪水ハザードマップ作成の手引きより）

浸水区域内においても利用を見込む施設については、利用可能面積 = 非浸水階層の延床面積 × 0.7 として算出

※2 収容可能者数(人) = 利用可能面積(m²) ÷ 1.65(m²/人) として算出（消防庁震災対策指導室「市町村地域防災計画(震災対策編)検討委員会報告書」を参照）

※3 施設の利用判断：浸水区域内のため、避難所が不足する場合や逃げ遅れた場合などに利用

3.4.5 避難ルートの設定

避難場所の位置、浸水情報、危険箇所から、避難ルートを検討・設定する。ただし、避難は徒歩によることを原則とするため、避難距離は基本的に2 km 以内とする。

【解説】

要避難区域から設定した避難場所への最も安全なルートを徒歩による移動を原則として、浸水情報、危険箇所等の情報に基づき選定する。この場合、徒歩による避難を原則としているため避難距離は基本的に2 km 以内とする。

ただし、安全なルートの確保が難しい場合は避難場所の設定を変更するなどの対応が必要である。避難場所、避難ルートの選定は相互に影響が大きいいため、それぞれの設定の変更を数回トライアルしてようやく最適解が見つかる場合もある。また、平野部で人家と道路が面的に広がっている場合は、避難場所、危険箇所を示すのみの場合もある。

避難ルートについては、紙上での検討だけでなく住民も含めた関係者で実際移動してみて確認することも重要である。

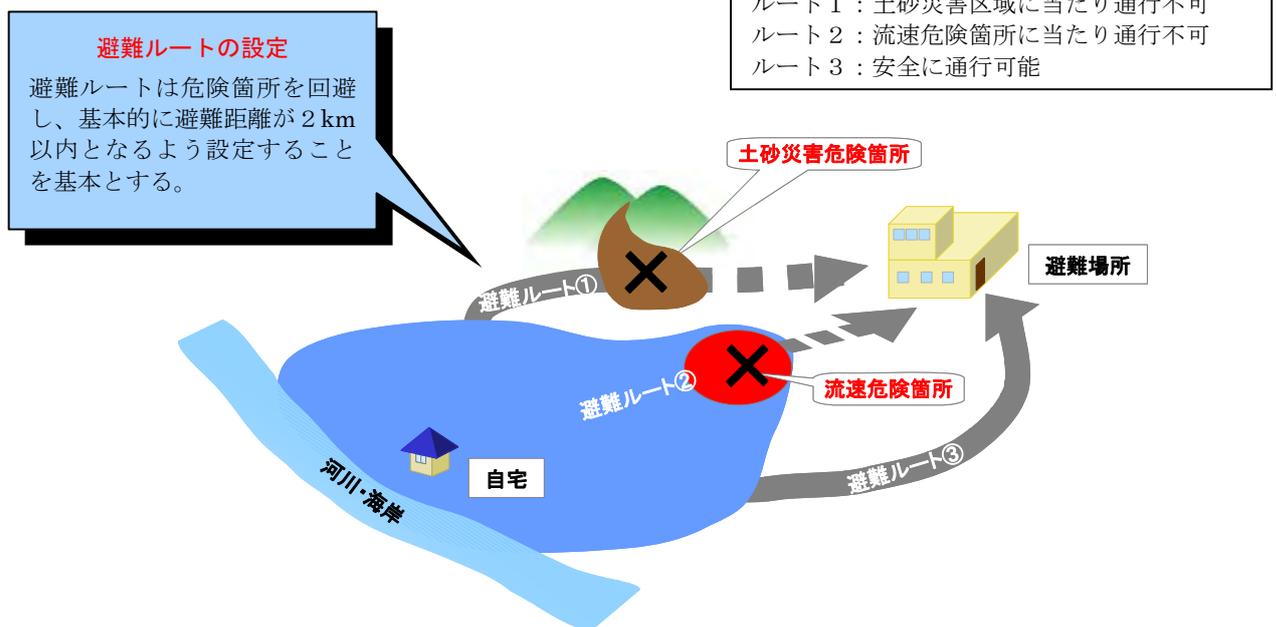


図 3.4.5 避難ルート設定のイメージ

参考：洪水ハザードマップ作成要領 解説と作成手順例 (pp. 49)

徒歩での避難を原則として、水害・土砂災害に対して安全に避難できる経路を確認する。特定の経路を指定できる場合は、マップ上に記載することが望ましい。経路を指定できない場合には、危険箇所の情報を掲載する。

3.4.6 その他の情報の記載

地下空間に関する情報、災害時要援護者施設に係る情報や、避難勧告に関する事項などの記載を検討する。

【解説】

必要に応じて地下空間に関する危険情報や所在地を記載する。また、災害時要援護者施設についても把握し記載について検討する。

1) 地下空間に関する情報について

地下空間に関する情報については、必要に応じて以下の3点について記載する。

- ① 地下空間の危険性について
- ② 地下空間の位置
- ③ 地下空間管理者から地下空間利用者への情報伝達方法

2) 災害時要援護者施設に係る情報について

自力避難が困難な身体障害者・寝たきり老人・独居老人・幼児などの災害時要援護者の避難支援を避難計画にどのような形で位置付けるか重要であり、例えば、誰がどのような形で避難を支援するのか、また、受け入れ施設の態勢などを事前に検討する必要がある。そういった検討の結果、必要が有る場合は災害時要援護者施設に係る情報などを記載する。

災害時要援護者の避難支援については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）に示されているので参照されたい。

3) 避難勧告等に関する事項

避難勧告等に関する事項は、市町村地域防災計画や水防計画に定められた避難勧告等について、勧告の発令状況及び住民の行動指針について記載することが望ましい。

参考：洪水ハザードマップ作成の手引き (pp. 45, 47～50)

必要に応じて、地下街などの所在地や地下空間に関する情報を記載する。
災害時要援護者を把握し、必要に応じて要援護者施設を記載する。
市町村防災計画や水防計画に定められた避難勧告等について、発令状況及び住民の行動指針について記載することが望ましい。

3.5 付属情報の記載

浸水情報、避難情報以外で、住民が洪水や高潮の災害から身を守るための取り組み・行動を行うために必要な付属情報（避難時の留意事項、携行品、連絡先情報、災害学習情報等）を記載する。

【解説】

浸水情報及び避難情報については避難計画の策定を中心に示したが、それ以外にも、住民が洪水や高潮の災害から身を守るための取り組み・行動を行うために必要な情報がある。

ここでいう必要な情報とは、避難時の心得、災害のメカニズムなどの事前に知っておいた方が良い情報や、災害発生時の連絡先や被災した場合の連絡先など事後に必要な情報なども含まれ、これら一連の情報を付属情報とし、ハザードマップの作成方針（第2章参照）に基づき記載する。

付属情報としては、表 3.5.1 に示す項目や対象地域・地区に特有の項目について記載する。

特に避難時の心得については住民にとって避難行動の指針となるため、次の項目などの記載が考えられる。

- 隣近所への呼びかけ
- 特に防災上の配慮を有する者の避難支援
- 車での避難の危険性
- 動きやすい服装と集団での避難
- 柔軟な避難の必要性
- 避難が遅れた場合の対処
- 水害時に備えた心構え

また、緊急連絡先としては、市町村及び避難場所連絡先、警察・消防・病院などの連絡先などの記載が考えられる。

さらに災害学習に関しても、以下に挙げるような項目についての記載が考えられる。

- 洪水・高潮の発生メカニズム、地形と氾濫形態
- 洪水・高潮の危険性、被害の内容、既往洪水・高潮の情報

ハザードマップ上に記載することで分かりづらくなる場合などは、マップとは別に冊子などでの作成も検討する。（2.2.2「②ハザードマップの範囲、形・大きさ、縮尺など」を参照）

表 3.5.1 付属情報の記載項目

情報種類	構成要素	表示方法（例）
避難時の留意情報	避難時心得等	避難前・避難中・逃げ遅れた場合などの注意事項をイラスト、文章で記載する
	携行品等	最低限持ち出す携行品をイラストで記載する
連絡先情報	市町村連絡先等	機関名、電話番号、住所の順に記載する
	●避難場所連絡先等	機関名、電話番号、住所の順に記載する
	警察、消防、病院連絡先等	機関名、電話番号、住所の順に記載する
	マップの問い合わせ先	問い合わせや質問などの窓口の機関と電話番号を記載する
災害学習情報	災害発生メカニズム等	高潮・洪水発生仕組みをイラストや文章で記載する
	過去の災害記録等	作成地域における既往災害実績を記載する

●：「原則として記載が必要な共通項目」（「洪水ハザードマップの手引き」より）

参考：洪水ハザードマップ作成の手引き (pp. 32)

地域項目として、避難活用情報、災害学習情報の記載について検討する。

参考：津波・高潮ハザードマップマニュアル (pp. 55)

「災害学習情報」は、津波・高潮災害の概要など、地域住民の防災意識の向上のための情報であり、特に災害特性、地域特性に対応した重要な情報、津波の場合の地震に関連する情報なども重要である。

「その他記載すべき情報」についても、地域独自の課題に対応した重要な情報についても留意する必要がある。

3.6 ハザードマップのまとめ

見やすさ・分かりやすさを基準として、記載した情報について、全体の構成(レイアウト、表示内容など)を検討しつつ、ハザードマップとして取りまとめる。

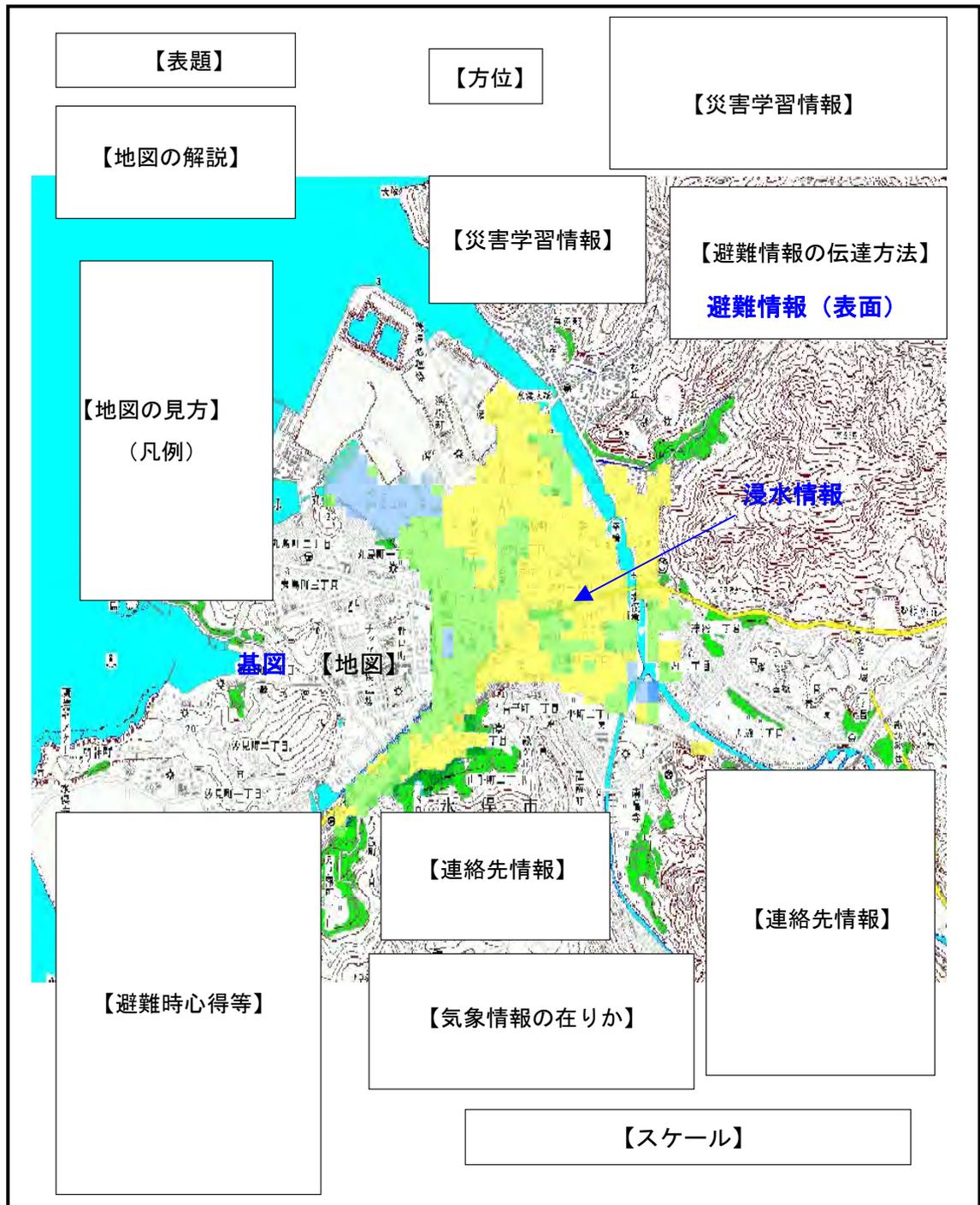


図 3.6.1 ハザードマップのレイアウト例

第4章 住民意見の反映及び ハザードマップの周知・活用について

4.1 住民意見の反映

4.2 ハザードマップの周知・活用について

4.1 住民意見の反映

以下に示す手法を参照し、できる限り住民意見を反映したハザードマップを作成するものとする。

【解説】

1) 住民意見の反映手法について

住民意見を反映する方法は、以下に示すとおり各種の方法がある。

- ① アンケート調査
- ② ヒアリング調査
- ③ 説明会、懇談会、意見交換会
- ④ ワークショップ
- ⑤ 委員会

これらの手法にはそれぞれ特性があり、ハザードマップ作成にあたっては、それぞれの特性を踏まえて、地域や作成するハザードマップに合ったものを採用することが必要である（それぞれの方法の詳細については表 4.1.1 参照）。

なお、上記のうち、ワークショップ、委員会といった意見の反映手法がより協働という概念に近いものと言える。特に、参加者全員が共通の問題意識を持ち、その問題解決のために学習しながら解決策を探る「ワークショップ」は、地域の状況を直接反映することが重要なハザードマップの作成において効果的な方法であり、住民の防災意識の向上といった面でも極めて効果的な方法である。

なお、住民意見の反映手法や合意形成については、手法の種類やその概要を分かりやすく解説した以下に示すような関連図書が数多く市販されており、詳細についてはそれらを参考とされたい。

特に、「津波や高潮の被害に遭わないために－津波・高潮ハザードマップ作成と活用－」は、実際のハザードマップの作成における実際の作業について記載されており、たいへん参考になるものである。

【住民意見の反映手法に関する関連図書】

- ◆ 津波や高潮の被害に遭わないために－津波・高潮ハザードマップの作成と活用－、財団法人沿岸技術研究センター、平成 17 年 6 月
- ◆ 洪水ハザードマップ集（第 1 集、第 2 集）、社団法人日本損害保険協会
- ◆ 住民参加マニュアル－住民参加プログラムの計画と実施－、カナダ環境アセスメント庁－編、住民参加研究グループ－訳、平成 10 年 8 月
- ◆ 住民参加ガイド－住民って誰？－、SIESTA CLUB、平成 12 年 9 月

表4.1.1 一般的な住民意見反映手法

手 法	長所・短所	住民意見反映に際しての留意点
アンケート調査	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な意見や情報を入手可能 ・ 柔軟性に富んでいる ・ 統計的に全容を把握することが可能 ・ 議論の資料として活用可能 【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容の説明が重要 ・ 実施回数が限定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の手法と組み合わせる手法として有効
ヒアリング調査	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な回答が期待できる 【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の層、人数が限定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査を補完する手法として有効
説明会 懇談会 意見交換会	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方向の情報交換が可能 ・ 直接対話を通して理解を深めることが可能 【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催回数、時間が限定される ・ 参加者の層、人数が限定される ・ 一方的な住民からの要望・陳情・批判の場になりうる懸念がある ・ 群集心理が働く可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しみやすく、分かりやすい説明が必要 ・ 参加者に好まれる演出が必要
ワークショップ	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織することが比較的容易 ・ 特定のグループに的を絞ることが可能 ・ 特定の問題を詳細に検討することが可能 ・ 参加者の意識や相互の信頼を高め、活動の展開が期待できる 【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の層、人数が限定される ・ 議論するテーマが参加者の恣意に支配されやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会を補完する手法として有効 ・ 自由参加が前提 ・ 適切な司会進行が重要
委員会	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利害関係者や地域のオピニオンリーダーとの接触が可能 ・ 特定の問題について探ることが可能 ・ 信頼関係の促進が可能 ・ 決定までの過程と結果が明白 【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者に対して明確な委任事項が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域委員会の設立は避けられない ・ 慎重な企画と中立的な運営が必要

参考：洪水ハザードマップ作成の手引き (pp. 22)

市町村長は、ハザードマップの作成にあたり、住民の意見が反映されるように努めるものとする。

作成したハザードマップは配布するだけでなく避難訓練や災害教育に活用するなど、すべての住民がハザードマップの持つ意味と活用方法を知ってもらうように努力する必要がある。

また、ハザードマップを災害時の避難に活用するだけでなく、防災意識の向上、さらには防災を意識したまちづくり・地域づくりへつなげることなど、より一層地域の安全性を高めていくことが重要である。

【解説】

1) ハザードマップの周知

作成したハザードマップは、活用されて始めてその役割を果たす。すべての住民にハザードマップの持つ意味と活用方法を知ってもらうように努力することが重要である。

(周知例)

- ①体験会の開催とイベントでの配布
- ②説明会の実施
- ③学校教育への活用
- ④アンケート等の実施
- ⑤インターネットでの活用、マスコミでの広報
- ⑥電話帳への記載、広報誌・新聞折り込みでのPR、カレンダーでのPR
- ⑦防災掲示板
- ⑧防災訓練の実施 など

2) ハザードマップの活用

第2章の「2. 1 ハザードマップとはなにか、何のために作成するのか」で述べているように、ハザードマップを災害時の避難に活用するだけでなく、防災意識の向上、さらには防災を意識したまちづくり・地域づくりへつなげることなど、より一層地域の安全性を高めていくことが重要である。

ハザードマップの周知・活用に関しては、「洪水ハザードマップ作成の手引」の「第3編 洪水ハザードマップの普及」で多くの事例を紹介してある。たいへん参考になるもので、活用されることをおすすめする。

参考：洪水ハザードマップ作成要領 解説と作成手順例 (pp. 61)

市町村長は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう住民に対し速やかに公表・配布する等積極的に普及に努めるものとする。特に洪水ハザードマップの配布時等に説明会によりその内容を説明すれば効果的である。

参考：津波・高潮ハザードマップマニュアル(pp. 77)

災害の事前に住民に配布及び提示して周知する。周知媒体としては、印刷物の配布、防災掲示板の設置、インターネット等による配信などが挙げられる。

また、身体障害者や高齢者、子供、外国人などの要援護者となり得る方々や、観光客、ドライバー等への周知方法についても考慮する必要がある。

津波・高潮対策における住民避難用ハザードマップは、住民の自衛力の向上、ひいては円滑な避難に活用できる。

以下に、本マニュアルに引用させて頂いた参考資料、ハザードマップの一覧、及び各種マニュアルの入手先を示す。

参考資料一覧

No.	資料名	著者ならびに発行元
1	住民の河川洪水に対するリスクイメージの実態	群馬大学工学部片田敏孝
2	利根川の洪水	須賀堯三監修・利根川研究会編、1995、山海堂
3	洪水ハザードマップ作成要領解説と作成手順例	財団法人 河川情報センター、2002
4	洪水ハザードマップ作成の手引き	国土交通省河川局治水課、2005
5	津波・高潮ハザードマップマニュアル	財団法人 沿岸開発技術研究センター、2004
6	津波や高潮の被害に遭わないために ー津波・高潮ハザードマップの作成と活用ー	財団法人 沿岸技術研究センター、2005
7	浸水想定区域図作成マニュアル	国土交通省河川局治水課、2001
8	中小河川浸水想定区域図作成マニュアル	財団法人 国土技術研究センター、2005
9	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	集中豪雨時等における情報伝達および高齢者等の避難支援に関する検討会、2005
10	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	集中豪雨時等における情報伝達および高齢者等の避難支援に関する検討会、2005
11	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）	国土交通省河川局砂防部砂防計画課、国土交通省国土技術政策総合研究所、危機管理技術研究センター、2005

引用したハザードマップ一覧

No.	マップ名称	出典
1	菊水町洪水避難地図	熊本県菊水町
2	那珂川ハザードマップ	茨城県ひたちなか市
3	姫川洪水ハザードマップ	新潟県糸魚川市
4	山陽町高潮避難地図	山口県山陽小野田市
5	天塩町洪水ハザードマップ	北海道天塩町
6	本宮町洪水避難地図	福島県本宮町
7	嘉島町洪水避難地図	熊本県嘉島町
8	高森町防災マップ	熊本県高森町
9	御船町防災マップ	熊本県御船町
10	河北町洪水避難地図	山形県河北町
11	富士見市洪水ハザードマップ	埼玉県富士見市
12	中野区洪水ハザードマップ	東京都中野区中野
13	気仙沼市防災マップ（洪水）	宮城県気仙沼市
14	山形市洪水避難地図	山形県山形市
15	多良木町防災マップ	熊本県多良木町
16	鶴岡市ハザードマップ	山形県鶴岡市
17	高槻市洪水ハザードマップ	大阪府高槻市
18	名古屋市洪水ハザードマップ	愛知県名古屋市
19	飯山町洪水ハザードマップ	香川県飯山町

各種マニュアル等の入手先

No.	マニュアル等の名称	入手先
1	洪水ハザードマップ作成の手引き	http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/hazardmap/index.html
2	浸水想定区域図作成マニュアル	http://www.mlit.go.jp/river/press/200507_12/050705/050705_manual.pdf
3	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	http://www.mlit.go.jp/river/press/200507_12/050705/050705_tebiki.pdf
4	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryos3_3.pdf
5	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	http://www.bousai.go.jp/chubou/12/siryos3_2.pdf
6	津波防災のために（津波・高潮ハザードマップマニュアルの概要）	http://www.mlit.go.jp/river/kaigandukuri/tsunamibousai/all_img/booklet.pdf
7	津波や高潮の被害に遭わないために －津波・高潮ハザードマップの作成と活用－	http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/05/050728/jireishuu_0.pdf
8	土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説	http://www.mlit.go.jp/river/sabo/kisya/200507_12/050729/050729.pdf